

国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告 (第57回会議)

国際監査・保証基準審議会メンバー せきぐち ともかず 関口 智和

国際監査・保証基準審議会 (IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board 「アイ・ダブル・エー・エス・ビー」) は国際的な監査及び保証基準を開発している。今回の会議 (第57回¹⁾) は、2014年9月15日から19日にかけてニューヨーク (米国) において、メンバー及びオブザーバーが出席の上、開催された。日本からは、筆者がメンバー、日本公認会計士協会の甲斐幸子研究員が筆者のアドバイザーとして出席したほか、金融庁 (企業会計審議会) より、五十嵐則夫委員がオブザーバーとして出席した。本稿において、会議の概要について紹介したい。

1 公表物の承認

(1) 監査報告

IAASBは、国際監査基準 (ISA) における監査報告に関する要求事項及び適用指針について見直しに向けた取り組みを進めており、2013年7月に公開草案 (コメント期限: 2013年11月) を公表している。IAASBは、これまで、公開草案に寄せられたコメントレター (約140通) やフィールドテストの結果を含め、関係者から寄せられたフィードバックを踏まえた審議を行ってきた。今回の会議では、関連する基準の最終化に向けた審議が行われ、次の基準について、出席したメンバーの全員一致の上で承認がされ、最終化がなされた。

- ISA701 (新規) 「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項のコミュニケーション」
- ISA260 (改訂) 「統治責任者と

のコミュニケーション」

- ISA570 (改訂) 「継続企業」
- ISA700 (改訂) 「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ISA705 (改訂) 「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- ISA706 (改訂) 「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- その他の適合修正

これらの基準は、今後、公益監視委員会 (PIOB) 会議での承認を経た後、2015年1月中に公表されることが予定されており、2015年12月15日以降に開始される事業年度の財務諸表監査において適用されることとされている。これらの基準の概要については、今後の『会計・監査ジャーナル』で解説する予定である。

なお、今回の会議における審議において、前回の会議以降、修正された主な点は、次のとおりである。

(監査上の主要な事項)

- 監査人は、次の場合を除き、「監査上の主要な事項」と決定した事項を監査報告書に記載しなければならないこととする。
 - ① 法令によって、当該事項を公表することができない場合
 - ② 極めて稀な状況において、当該事項についてコミュニケーションを行うことによる悪影響がコミュニケーションを行うことによる公益を上回ることが合理的に予想されるため、監査人が当該事項について監査報告書上、コミュニケーションを行うべきでないと判断した場合 (ただし、当該事項に関する情報を企業が公表している場合、当該要求事項の適用はない)
- 上記に関する適用指針について、大幅に簡素化する。
(継続企業の前提)
- ISA570「継続企業」に新たな要

求事項を設定し、監査人に対し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別されたものの、入手した監査証拠に基づき、重要な不確実性はないと結論付けた場合でも、適用される財務報告の枠組みの要求事項に照らして財務諸表が十分な開示を提供しているか否かについての評価を行う旨を要求するが、関連する適用指針について修正する。

(2) 戦略及び作業計画

IAASBは、2013年12月に、「IAASBの2015年から2019年における戦略(案)及び2015年から2016年における作業計画(案)」に関する協議文書(コメント期限:2014年4月)を公表している。今回の会議では、同協議文書に寄せられたコメント(約50通)及び前回会議における審議を踏まえ、修正案が提示され、審議された結果、「IAASBの2015年から2019年における戦略」及び「2015年から2016年における作業計画」について最終化がなされた。2015年から2016年における新規プロジェクトとされたものは、次のとおりである。

- ISA600「グループ監査」のうち、グループ親会社及びグループ監査人が所在する国とグループの営業、会計記録等が所在する国が異なる場合(通称「レター・ボックス監査」という。)にISA600が適用されるか否か等、限定的な項目について対応の検討を行う。また、情報収集を継続した上で、必要に応じて、ディスカッション・ペーパーの公表や円卓会議の開催について検討を行う。
- 国際品質管理基準(ISQC)1「監査事務所における品質管理」やISA220「監査業務における品質

管理」の改訂について検討を行う。

- 金融機関の監査に関する特別の考慮事項について、対応の検討を行う。
- 国際関連サービス基準(ISRS)4400「合意された手続」の改訂について検討を行う。
- 統合報告に関する保証業務のあり方、及び、データ分析と監査への影響に関して将来の基準開発や改訂作業をすべきかについて、主に情報収集を目的とした検討を行う。
- 職業的専門家としての懐疑心の強化に向けた対応に関して将来の基準開発や改訂作業をすべきかについて、主に情報収集を目的とした検討を行う。
- ISA315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」に関して将来の基準開発や改訂作業をすべきかについて、ISA適用モニタリングにおいて識別された課題をさらに理解するため、主にスタッフを中心とした情報収集作業を行う。

2 論点の検討

(1) ISA720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」

IAASBは、財務諸表外の情報が充実に実する等、取り巻く環境が変化していることを踏まえ、ISA720の見直しに向けた検討を行っている。IAASBは、これまで、2012年11月に同基準の見直しに関する公開草案を公表したほか、2014年4月に再公開草案(コメント期限:2014年7月)を公表している。今回の会議では、再公開草案に寄せられたコメントを

踏まえ、次の点について審議が行われた。

- ① その他の記載内容について、監査人が実施すべき作業に関する要求事項及び適用指針の修正
- ② その他の記載内容の虚偽表示の定義の修正
- ③ その他の記載内容が監査報告書日後に入手された場合における監査人の対応に関する要求事項及び適用指針の修正

IAASBは、今後、2014年10月に開催予定の電話会議において、残りの主要論点について審議を行った上で、2014年12月会議で本基準を最終化することを予定している。

(2) 監査報告(ISA800シリーズの検討)

IAASBは、ISA800「特別な考慮事項—特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」、ISA805「特別な考慮事項—個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」、ISA810「要約財務諸表に対する報告業務」についても、完全な一組の一般目的の財務諸表に対する監査報告書との整合性を図る観点から部分的な改訂を行うため、2014年6月会議から、見直しの検討を行っている。

これらの基準については、当初、今回の会議において公開草案化を行うことが予定されていたが、特に、ISA810についてより時間をかけて見直しを行うことが必要と考えられたため、今回の会議では、公開草案化は行わなかった。IAASBは、2014年12月会議においてこれらの基準に関する公開草案の公表を議決することを予定している。

(3) 監査や保証業務に関するイノベーションへの対応

IAASBは、作業グループを設置し、監査や保証業務に関連する環境変化に対応するため、ISAの見直しや新たな保証業務基準の開発が必要か否か等について継続的に検討を行っている。今回の会議では、統合報告に

関する最近の動向や前回会議で行われたデータ分析と監査への影響に関するプレゼンテーションを踏まえ、両者についてさらに検討を進めるための別個の作業グループを設置することが合意された。IAASBは、今後、これらの分野について、国際保証業務基準（ISAE）やISAの開発や改訂

の必要性についてさらなる検討を行っていくことを予定している。

〈注〉

- 1 電話会議による会議の開催は除く。

CPE指定記事について

継続的専門研修（CPE）制度は、平成16年4月1日施行の公認会計士法第28条に「公認会計士は、内閣府令で定めるところにより、日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修を受けるものとする。」と明記されております。

CPE制度では、会計・監査ジャーナル又はJICPAニューズレターの記事のうち、継続的専門研修制度協議会（以下「協議会」という。）が指定したもの（以下「CPE指定記事」という。）を読むことでCPE指定記事による研修とすることができます。CPE指定記事には、目次ページの行頭及び記事のタイトル部分に下図のマークが付されており、該当記事の末尾には、研修コード、履修単位及び教材コードが記載されております。

〈申告方法〉

電子申告又はFAX申告（随時申告書第一号用紙CPE指定記事専用）で申告してください。いずれの場合も200字程度の研修概要等の記載が必要です。

〈単位の上限〉

1事業年度に取得できるCPE指定記事の単位の上限は40単位です（ただし、CPE指定記事を含む自己学習全体で40単位が上限）。

（CPE担当常務理事 浅井万富）



CPE指定記事のマーク

〈問い合わせ先等〉

〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1
日本公認会計士協会 総務本部研修グループ
FAX. 050-3737-6397 (TEL. 03-3515-1126)
URL <http://cpe.jicpa.or.jp>